

労働者派遣事業に係わる情報提供

INTEC

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

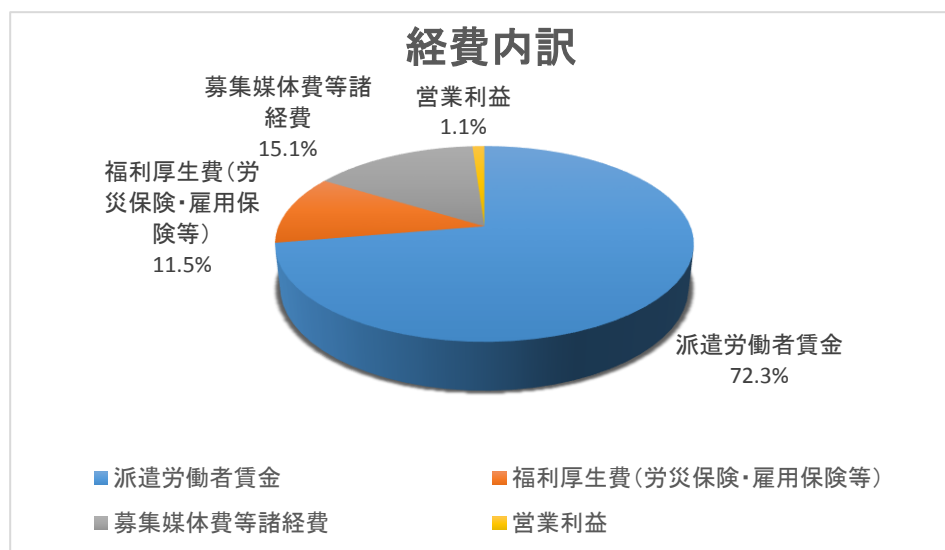
平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度後にマージン率を公開をする義務が課せられました。マージン率は派遣先より受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合の事をいいます。

マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満の端数がある場合は、これを四捨五入する)

| | |
|-------------------------|---------------------|
| 派遣労働者の数(1日平均) | 297名 |
| 派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数) | 88件 |
| マージン率 | 24.59% |
| 教育訓練に関する事項 | 安全衛生・待遇・5S・フォークリフト等 |
| 派遣料金の平均額(1日8時間あたりの額) | 10,610円 |
| 派遣労働者賃金の平均額(1日8時間あたりの額) | 8,000円 |



上記経費内訳にて派遣労働者賃金が年次有給休暇を含めて約72.3%を占めております。又労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険などの社保料や健康診断料・制服代金他などの福利厚生費が約11.5%となっております。会社運営費用としましては、募集媒体費・社員人件費・オフィス費用・光熱費・通信料などの諸経費が約15.1%となります。これらの経費を差し引いた分、約1.1%が営業利益となります。

キャリア・コンサルティング相談窓口 0595-26-3222

株式会社インテック
派24-300277
平成29年2月28日現在